

令和元年度の協議会活動・運営方針（案）

1 協議会の目的

昨年度までの引き続きとなるが、次の各号を実施することにより、東北ブロック内における災害廃棄物の処理に係わる備えの強化を図ることを目的とする。

- ① 東北ブロック内での広域連携をはじめとした災害廃棄物への対処方針の見直し、平時の備えの再点検
- ② 地方公共団体と民間団体との情報交換、連携方策の検討
- ③ 地方公共団体の災害廃棄物を所掌・担当する職員の人材育成

2 協議会の活動・運営方針（案）

- ① 協議会の開催
2回／年
 - ・1回目：10月
 - ・2回目：2月～3月頃
- ② 人材育成事業について
各県の地域性などそれぞれの特性を踏まえ、各県の考えに寄り添う形で事業を進めて行く。
 - ・ワークショップ方式の演習（形態：討論型・設問型・事例対応型 etc.）のみならず、各県からの要請などにより座学などの研修を組み込むこともある。
 - ・各県の特性や事情から東北地方環境事務所が主催する初任者研修との連携もあり得るものとして進めていく。
 - ・広域連携、また、民間団体との連携も含めた演習のあり方の検討を進める。
- ③ 初任者研修について
 - ・年度毎の対象県を3県とする。
 - ・令和元年度の対象県は、岩手県・山形県・福島県とする。
- ④ セミナーについて
 - ・災害廃棄物処理に係わる事務、技術的知見の普及啓発を図る。
 - ・令和元年度は、第2回の協議会終了後に開催。
 - ・災害協定などを基にした民間団体と連携したセミナーを検討。
- ⑤ モデル事業について
 - ・令和元年度は、次に掲げる5県10団体のモデル事業を実施予定。
 - 青森県（3団体） 五所川原市、平川市、藤崎町
 - 岩手県（4団体） 北上市、一関市、久慈市、大船渡市
 - 山形県（1団体） 最上広域市町村圏事務組合
 - 宮城県（1団体） 仙南地域広域行政事務組合
 - 福島県（1団体） 二本松市

※ 秋田県は、県内の全市町村に対し一斉に処理計画の策定指導を進めている。

※ 去る10月1日までに、対象10団体のヒアリングを終了。

今月末から対象団体毎に検討会（2回）を進め、処理計画書策定を図る。